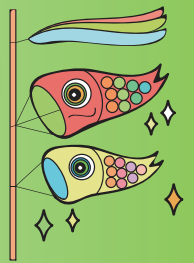


2019
05
May



CLIENT

No.331



弊法人からのご連絡事項

労働保険申告書の作成

P1

税務トピックス

「個人版事業承継税制」の創設

労務トピックス

- ・働き方改革法に関するご質問
～年5日の有給休暇取得を
円滑に進めるには?～

P5

P2

Q&A～皆様からのご質問にお答えします～
採用のポイント

相続トピックス

- ・消費税率引き上げ前に考えたい
贈与と非課税制度

P6

P3

弊法人からのご連絡事項

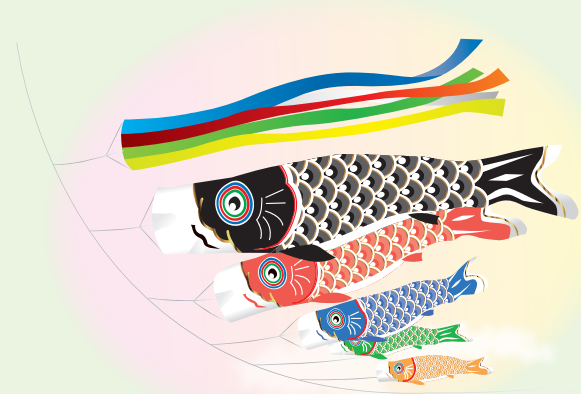
- ・源泉所得税の納期／住民税の金額変更

相続トピックス

- ・「(株)日本クリアス財産サポート」
設立のお知らせ

P4

P7



次号（2019年6月号）はお休みさせていただきます。

労働保険の申し込み及び費用について

5月末から順次、労働局から皆様のお手元に、申告書が届く予定です。

弊法人に作成を依頼される場合は**6月14日（金）**までに、その申告書をお送りください。

2019年度の労働保険年度更新は、7月10日（水）までとなっております。7月10日（水）までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料等の算定方法は、2018年4月1日から2019年3月31日までに支払われた賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。費用については下記の一覧表をご参照ください。

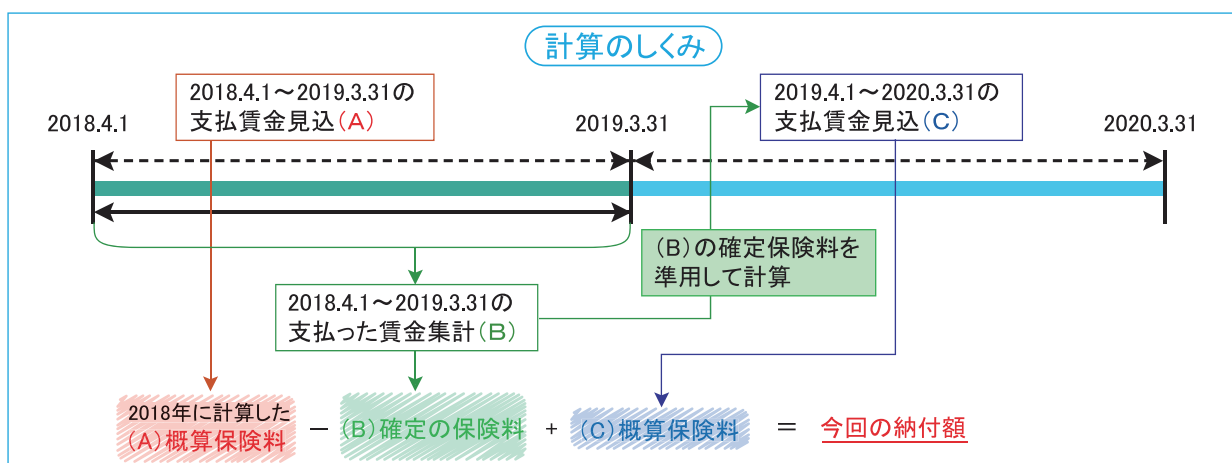
費用一覧

	①	②	③
	弊法人が申告書作成	弊法人が資料作成、労働保険組合等に提出	医院が計算、弊法人でチェック
1名	3,000円	3,000円	2,000円
2名	3,500円		
3名	4,000円		
4名	4,500円	3,500円	2,300円
5名	5,000円	4,000円	2,600円
6名	5,500円	4,500円	2,900円
7名	6,000円	5,000円	3,200円
8名	6,500円	5,500円	3,500円
9名	7,000円	6,000円	3,800円
10名	7,500円	6,500円	4,100円
1人増ごとに	500円	500円	300円

注1 費用には別途消費税がかかります。

2 人数とは常時使用労働者数（申告書④欄）をいいます。

※ 医院で計算して申告する場合は、申告期限7月10日（水）に間に合うようご準備ください。



Question 1

働き方改革により4月1日より歯科医院でも「年5日間の年次有給休暇の取得義務化」が施行されると聞きました。医院では具体的にどのように有給休暇を取得してもらえばよいのでしょうか。

Answer 1

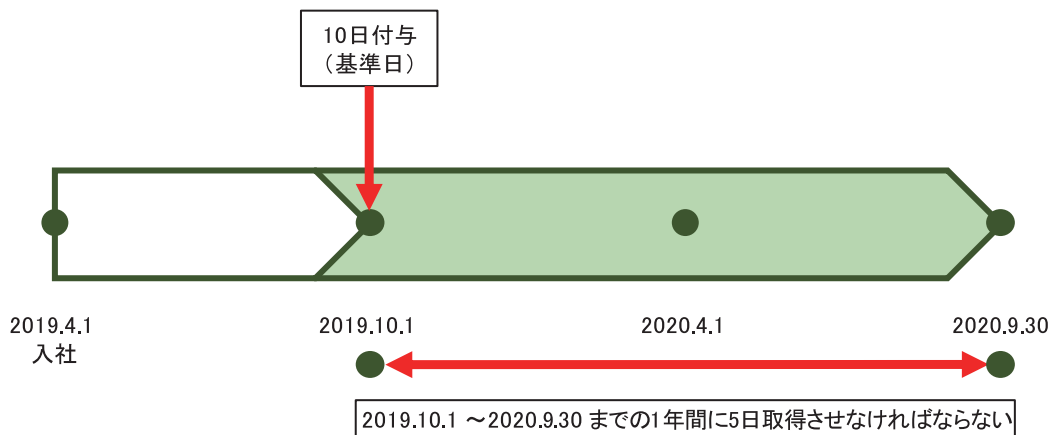
各医院でスタッフの有給休暇取得を進めるためには下記のような対策が考えられます。医院の診療状況に合った方法でスタッフの取得を進めることが重要です。

◆有給休暇取得推進策

個別推奨方式

スタッフごとに有給休暇の日数を定期的に確認して年間5日は有給休暇を取得するように促します。5日未満になりそうなスタッフには本人の希望日を尊重したうえで有休取得を進める方法もあります。この場合の「年間」の考え方は下図の通りです。

(例)入社日:2019年4月1日、有給休暇付与日:2019年10月1日(10日付与)の場合



計画的付与制度

医院が計画的に有休取得日を指定する方法です。例えば、夏休み、お正月等の特別休暇がある場合に、そこを時季指定して一斉に有給休暇を取得します。ただし計画的付与を導入するには次の2点に注意が必要です。院長先生が「計画的付与制度を導入します。」と口頭で説明して運用を開始することはできません。

- 1 その旨を就業規則に定める。
- 2 従業員の過半数代表書面による労使協定を結ぶ。



計画的付与は、5日を超えて指定することはできませんので、合わせてご注意ください。スタッフが自ら請求・取得できる年次有給休暇を最低5日残す必要があります。

◆こんな案も・・・

現在は1日単位でしか有給取得を認めていない場合、半日単位での有給休暇を取得させることも可能です。半日単位での有給休暇を取得しやすい環境をつくることで、スタッフの有給取得を促すことができます。

ただし、時間単位での有給休暇は、「取得義務化」としてカウントすることはできません。

スタッフ本人の誕生日や結婚記念日、子供の誕生日など個人的なイベントの日を「アニバーサリー休暇」とする、カレンダーの関係で休日が飛び石となっている場合に、休日の橋渡し(ブリッジホリデー)として、計画的付与制度を活用することもできます。

誕生日などはあらかじめ日が確定しているため、計画的付与を実施しやすくなっていますし、ブリッジホリデーでは大型連休を期待できます。



近年、シニア世代から若い世代へ資産の移転を促す税制も多くなり、また2019年10月に消費税率の引上げが予定されています。これまで以上に贈与を活用した資産管理が増えると見られます。

■ 贈与が非課税と認められるのは？

民法では配偶者、直系血族、兄弟姉妹などに相互扶養義務を課しています。このため、扶養義務者相互間において生活費または教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象としていません。

ただし、贈与した資金が株式や家屋の購入など、別の目的に充てられた場合は、原則として贈与税が課税されますので注意が必要です。

■ 贈与を促す3つの非課税制度

下記の3種類の贈与税非課税制度には、①教育資金、②結婚・子育て資金、③住宅取得等資金とそれぞれ目的が定められています。ここでの「教育資金」は本人の出生から30歳までの教育資金を意味する一方、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度における「子育て資金」は子の小学校就学前までの子育て資金を意味します。

※2019年度税制改正により、受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用出来ないこととなりました。

①教育資金の一括贈与非課税制度 ②結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度

	期間	非課税の上限金額
①教育資金の一括贈与非課税制度	～2021年3月31日まで	1,500万円
②結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度	～2021年3月31日まで	1,000万円

③住宅取得等資金の非課税制度

契約年	消費税率10%が適用される方		左記以外	
	耐震・省エネ・バリアフリー住宅	一般住宅	耐震・省エネ・バリアフリー住宅	一般住宅
2019年4月1日～2020年3月31日	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円

住宅取得等資金の非課税制度については、住宅取得に係る消費税負担増を緩和するための措置が予定されています。契約年における非課税の上限金額が変わりますのでご注意ください。

それぞれの条件を満たしていれば、①と②、②と③など、組み合わせて使うこともできます。

上記の非課税制度にはメリットがある一方、注意すべき点もあります。ぜひ専門家にご相談ください。私どもは、皆様お一人おひとりに合った贈与対策をご提案いたしますので、お気軽にご連絡ください。

※この記事は2019年4月1日時点の情報に基づくものです。2019年10月に予定されている消費税率引き上げが延期された場合は、上記の情報と異なる場合がございます。ご容赦ください。

ご不明な点は担当へお問い合わせください

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

「(株)日本クレアス財産サポート」を設立いたしました。
日本クレアス税理士法人グループが税理士・会計士業務で長年培った幅広い知識で、お客様が気づいていない問題点を見つけ出し、将来のご不安を解決するご提案を行います。

■ 「キャッシュ・フロー改善(節税対策)のご提案」

① 会社オーナー/不動産オーナー/歯科医院の皆様を対象にいたします

キャッシュ・フロー改善(節税対策)のプランニングを行い、円滑な事業承継や納税資金対策の実行・サポートを行うことを使命に設立いたしました。

昨今、法人・個人の節税対策を取り巻く環境が変化し様々な商品やサービスが誕生していますが、「何が一番合致した得策なのか」悩まれる方が多くなりました。

② 法人化、生命保険、相続プランニングをご提案いたします

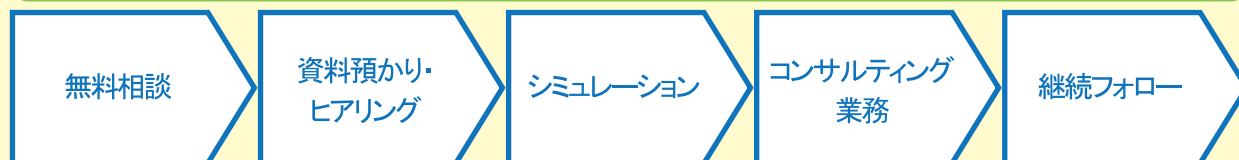
弊社はお客様の将来の事業計画、目標達成を実現するために「何が一番得策か」の比較検討を行い、節税対策を含めたキャッシュ・フローの改善策をご提供いたします。

また、事業承継問題も、実務経験豊富な税理士・公認会計士が幅広い知識や経験を活かし、法人個人ごとの不動産問題から事業会社の自社株問題までお客様の資産規模と要望に合ったプランニングを実施いたします。

■ (株)日本クレアス財産サポートへのご相談の流れ、特徴

(株)日本クレアス財産サポートのファイナンシャル・プランナー (FP) は、お客様ごとに将来のビジョン、目標に合わせたオーダーメイドプランニングを包括提案いたします。

① ご相談の流れ



② 特徴

- 経験豊富な専門コンサルタント(ファイナンシャル・プランナー)が、**無料個別相談**を行います。
- お客様からお伺いした内容を元に、現状を分析し、今後のライフプランと対策案(実行案内)を作成しています。もちろん、ご希望に合わせ、対策案の修正・変更に対応いたします。
- 税理士、公認会計士、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等の各分野の専門家と密接に連携し、より適切なプランを提案いたします。
- 法令や市場環境に対応し、万全のお客様フォロー体制を整えます。
- 専門のファイナンシャル・プランナーが窓口になり、お客様のご希望に応え、面談にお伺いいたします。

保険・相続についてのお問い合わせはお気軽に
(株)日本クレアス財産サポート

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3263
✉ info@j-creas.com

ファイナンシャル・プランナー 大鐘 幹也

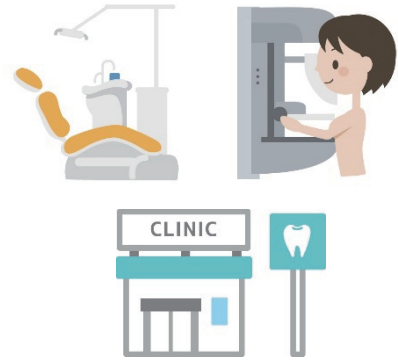
2018年度の税制改正において、事業承継税制が使い勝手がよくなったこともあり、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加しました。個人事業者においても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、2019年度税制改正において「個人版事業承継税制」が創設されます。

【ポイント】10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予されます。

◆多様な事業用資産が対象

事業（不動産貸付事業等を除く）を行うために必要な事業用資産

土地・建物	土地は400㎡、建物は床面積800㎡まで
機械・器具備品	ユニット・レントゲン・その他診療機器等
車両・運搬具	
生物	果樹等
無形償却資産	特許権



※青色申告書に添付されている貸借対照表に計上されている資産に限定されています。

◆相続税だけでなく贈与税も対象

贈与による早期の事業承継準備を支援

◆納税額の全額（100%）が納税猶予

承継時の後継者の現金負担をゼロに



個人事業者の事業承継
相続税・贈与税が
ほぼかからないことに！

◆10年間の時限措置

2019年1月1日から10年間に 行われる相続・贈与が対象

◆事前認定が必要

個人版事業承継税制を適用するためには、経営承継円滑化法に基づく認定が必要となります。認定や報告等は、申請者の主たる事務所が所在している、都道府県となります。適用をご検討の方は、2019年4月1日から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。

◆小規模宅地特例との併用ができない

また、個人版事業承継税制と事業用小規模宅地特例との併用はできませんので、相続税の申告の際に注意が必要となります。

◆承継後の事業廃止、または事業用資産の譲渡は納税が復活

後継者が事業を廃止した場合、または事業用の資産を譲渡した場合には猶予されず、納税義務が再び発生します。

法人、個人にともに事業承継税制の適用ができることとなりましたので、将来的に事業の引き継ぎが必要な方は、是非ご相談ください。

ご不明な点は担当へお問い合わせください

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

Question 1

現在、歯科衛生士は募集しても応募が集まらない状況です。採用面接では、できるだけ長く勤務してもらえらるスタッフを選びたいと思っています。どのような点を確認して面接を行うと良いのでしょうか。

Answer 1

履歴書や1回の面接で人柄や歯科衛生士としてのスキルを見極めることは難しいことですが、採用して数か月等で退職されてしまう場合は初めから何かミスマッチがなかったか確認することは大切です。

◆応募先の医院にあった志望動機、職務経験の記載があるか

最近ではパソコンで作成された履歴書を受取ることも多くなりました。パソコンスキルを有していることがわかる反面、同じ履歴書を何枚でも作成することができます。どこの医院でも提出できるような特徴のない履歴書になっていないでしょうか。履歴書から下記のようなことが読み取れるか確認してください。読み取れない場合は、そもそも就業意欲が低いのですぐに退職してしまう可能性があります。

- ・ 医院の診療方針にあった志望動機があるか
- ・ 医院の診療内容にあっている経験をしているか



◆扶養の範囲内で働きたい

パート勤務の歯科衛生士の場合、夫の扶養の範囲内で働きたいという人も少なくありません。そのような場合、口頭で年収が130万円以内、又は150万円以内で働きたいと確認していても、その年にあとどれくらい働けるかと確認しておらず、12月には欠勤が増えるというケースがあります。面接の際には下記を具体的に確認するべきです。

- ・ どのような働き方をしたいのか（それが医院の希望とあっているのか）
- ・ どれくらいの時間を働くことができるのか



◆経験別に特徴を考えて採用を検討する

新卒

患者さんと向き合っの実務は勤務してからが初めてという人もいます。実務と衛生士学校で身につけた知識にギャップが発生することもあります。

特徴としては、物覚えが早く、意欲的で知識はある反面、学生の感覚が抜けずコミュニケーション能力に欠けることもあると言えるのではないのでしょうか。

転職

他の医院で経験があるため、即戦力としての期待ができます。ただし、それぞれが経験してきた方法が身について、新しいやり方に慣れるまでに時間がかかる人もいます。医療技術や医療機器は次々と進化していますので、知識と経験、技術について医院の求めるものと本人の求めるものが一致しているか確認する必要があります。

復帰

結婚、出産等で一度現場を離れた歯科衛生士なので、家庭と職場の両立からパート勤務希望が多いのが特徴です。新卒者と比較するとコミュニケーション能力が高く、子供の患者さんから年配の患者さんまで上手に付き合える人が多いのではないのでしょうか。勤務できる時間や曜日に制限がある人が多いので、医院の希望と一致するか確認する必要があります。

ご不明な点は担当へお問い合わせください
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

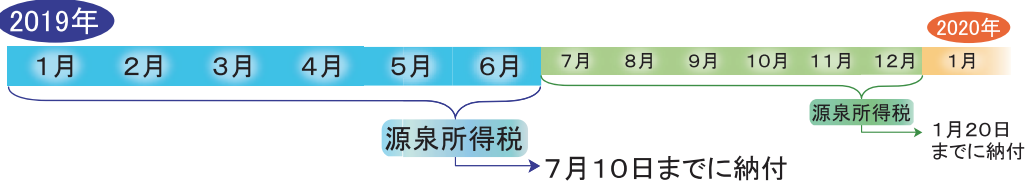
源泉所得税の納期（特例）

6月の給与計算が終了しましたら **すぐに給与データをお送りください。**

源泉所得税の特例納付を選択している医院は、1月～6月分を7月10日（水）までに納付する必要があります。

- 6月分までの給与支払一覧表
- 賞与支払一覧表（6月に支給する場合）

日本クレアス税理士法人



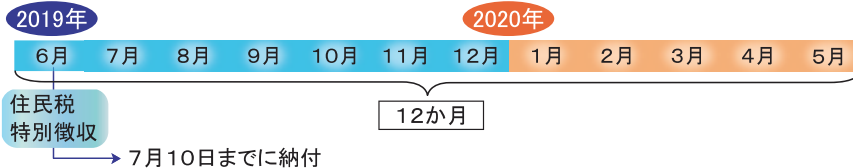
源泉所得税は毎月納付をお勧めしています。
毎月納付をご希望の医院は担当までお知らせください。
(給与の支給人員が10人以上の場合は、毎月納付となります。)



住民税の金額変更（特別徴収）

スタッフの住民税について特別徴収となっている医院では、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに医院が各市区町村へ納付します。

特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12か月を1年として区切られます。医院の給与計算では、毎年6月給与で徴収する金額が変わります。



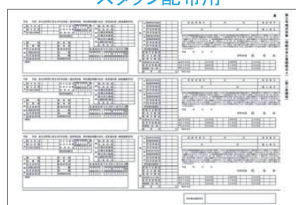
納税通知書

各市区町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。今年度より一部の市町村ではスタッフのマイナンバーが記載されて届く場合があります。取り扱いにご注意ください。弊法人へお送りいただく際は簡易書留での郵送をお願いいたします。

医院用とスタッフ配布用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人へお渡しください。

医院用

スタッフ配布用



25 住民税
の欄にスタッフから徴収する金額を入力します。

給与計算入力画面			
給料計算入力一覧表		6月分	支給日
社員コード	1001		1002
氏名	新宮 花子	渋谷 良子	
税区分/扶養/職位	税甲 0 衛生士	税甲 0 助手	
1 基本給	300,000	250,000	
2 特別手当			
3 職務手当			
4			
5 時間外手当			
6 勤動手当			
7			
8			
9			
10 勤怠控除 (▲)			
11 給与合計	300,000	250,000	
12 非課税交通費			
13 支給総額	300,000	250,000	
14 健康保険			
15 厚生年金			
16 年金基金			
17 雇用保険	1,500	1,250	
18			
19			
20 社会保険合計	1,500	1,250	
21 社保控除後の金額	288,500	248,750	
22 所得税	8,250	6,530	
23 特別徴収 (▲)			
24			
25 住民税	9,800	7,700	
26 財形			
27			
28			
29			
30 控除合計	19,550	15,480	
31 差引支給額	280,450	234,520	
32 調整額			
33 調整後差引支給額	280,450	234,520	

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 331 号

■発行日：2019年5月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：https://ca-medical.jp

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階
電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング